

北野地区防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイド



平成 27 年 9 月作成

北野ふれあいまちづくり協議会防災部会(神戸市)

(北野地区防災福祉コミュニティ)

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんの防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



北野地区防災福祉コミュニティ「地域おたすけガイド」

防コミ運営本部設置基準

- ・北野地区を含むエリアに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合。また、特別警報が発令された場合。
- ・大雨等で北野地区を含むエリアに、土砂災害が発生した場合。



活動方針

阪神・淡路大震災の教訓で、近隣の方々で助けあうことはとても重要です。
しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、
自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

防コミ運営本部 設置場所	こうべ小学校(緊急避難場所)			
ブロック代表者	1ブロック	2ブロック	3ブロック	4ブロック
防災資機材庫の場所	北野町東公園	叶地蔵	北野地域福祉センター	中島ビル
緊急避難場所 一時避難場所	こうべ小学校 六甲荘 浄福寺 旧神戸移住センター 北野工房のまち	こうべ小学校 六甲荘 一宮神社 二宮地域福祉センター 中央小学校	こうべ小学校 北野地域福祉センター 北野工房のまち こうべ女子大教育センター	こうべ小学校 北野工房のまち
災害時要援護者 名簿保管場所				
防災行政無線保有者	(移設)	(新設)		
地域内の危険箇所	新しい安全マップを作成。地図には危険箇所を落とし込む			

□は、その行動が完了したら✓をつける。

①風水害

【災害発生前】

1 【避難準備・高齢者等避難開始】発令時

求められる行動

※いつでも避難できるように準備、避難に時間がかかる方は避難を開始する。

- 防コミ役員間で連絡を取り合い、避難準備・高齢者等避難開始が発令されていることを役員全員が周知し、情報を共有しておく。
- 付近住民の避難に時間がかかる方への声掛けを実施する。
- 避難所のこうべ小学校については、基本区役所が開放することになっているが、できれば確認しておく。



※中央区役所総務課：232-4411 ※こうべ小学校 221-2539



2 【避難勧告】発令時 ※運営本部立上げ開始

求められる行動

※すみやかに、安全な場所への避難を開始する。

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報収集班、資源管理班（備蓄倉庫・資機材庫の管理等）、活動班（避難支援等）の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、安全マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するため安全マップ・ホワイトボードや模造紙を準備する。

3 【避難指示（緊急）】【特別警報】発令時 ※運営本部立上げ

求められる行動

※ただちに、安全な場所へ避難を開始する。状況によっては、命を守るために「屋内安全確保」などの行動をとる。

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバー

で本部を立ち上げる

- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報収集班、資源管理班（備蓄倉庫・資機材庫の管理等）、活動班（避難支援等）の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するため安全マップ・ホワイトボードや模造紙を準備する。

4 組織内へ連絡情報の共有

- 予め作成している情報伝達（連絡網等）方法で各役員が情報を共有する。

5 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合で、災害時要援護者が自ら避難できない場合は、活動班により避難誘導支援を実施する。

6 避難者リストにて安否確認

- 避難者リストを作成し安否確認を実施する
- 避難宅に表示をする？

7 非常食・資機材等の確認

- 長期及び災害発生時に備えて、資源管理班は防災資機材の確保や非常食等の確認をする。

8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

9 避難所の立上げ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。

□は、その行動が完了したら✓をつける。

【災害発生直後】

重要

土砂災害発生箇所について、土砂災害は継続的に発生する特徴がある、二次災害防止のため崩れた箇所及び土石流が発生した箇所には絶対に立ち入らない事が重要である。

1 防コミ運営本部による指揮

- 【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。)
- 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、避難誘導・救護等）を出す。
- 活動班（避難誘導等）の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。



2 ブロック毎の災害対応

- ブロック長は「避難誘導・救護」など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成し、防災活動（避難誘導等）を実施させる。
- ブロック長は、ブロック内での被害状況・防災活動の状況等を運営本部へ報告する。

3 情報収集・伝達

- 役員は、防災行政無線・ラジオ・テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 役員が収集した情報は、全て運営本部に連絡する。統括防災リーダーはブロック長等全ての役員に情報を伝達し役員全員が情報を共有する。
- 統括防災リーダーは、情報班に各ブロック長から被害状況や住民の安否等の状況の調査を実施させ運営本部でまとめる。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
※ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどの区別も効果的。

5 救出

- 救出活動については、二次災害の可能性が完全に排除されている場所のみとする。少しでも二次災害発生の危険があれば、救出活動は実施せず、消防・警察・自衛隊に任せること。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

7 避難所の立上げ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。

②共通事項

1 役割分担の見直し

- 統括防災リーダーは、防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を適時見直す。

2 避難所の運営について

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮。
- 同行避難してきたペットへの配慮。
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、

透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつな

ぐ。

3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知。

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

情報収集班

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で台風・降雨情報等の収集を行う。
- 2 地域内の避難情報を把握する。
- 3 役員間で情報を共有する。

情報収集・伝達手順

1 情報収集

収集した情報は役員連絡網等で連絡取り情報を共有する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 運営本部では、各ブロックからの情報を収集

収集した情報は時系列で記録する。

2 情報伝達

情報を伝える手段として、各連絡網を効果的に活用する。

活動班

- 1 ブロック単位で協力し避難誘導等の活動を行う。
- 2 負傷者の応急手当を実施し病院搬送する。
- 3 運営本部（こうべ小学校）へ、活動状況の報告を隨時行い、情報の共有をはかる。

避難誘導の手順

1 避難誘導

- (1) 運営本部との連絡を密にし、逃げ遅れている者の把握をするとともに、避難誘導を実施する。
- (2) 避難誘導を実施する場合は、複数名で班を編成し実施するとともに、常に二次災害が発生する危険要因がないか確認をしながら行う。

2 二次災害の防止

- (1) 崩れたエリアには絶対に進入はしない。
(再び発生する可能性がある。)
- (2) 少しでも、二次災害が発生する危険要因があれば、近くことをせず、消防等に報告する。

3 応急手当

- (1) 出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。
- (2) 応急処置後、病院搬送する。

4 情報伝達

活動状況は隨時運営本部（こうべ小学校）へ連絡する。

要援護者の避難支援

- 1 把握している要援護者で、エリア的に避難の必要がある要援護者の避難誘導支援を行う。
- 2 必要に応じて、区役所・民生委員に情報の提供を受ける。

避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 寝たきりの要介護高齢者
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
- 3 認知症の人
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。
- 5 聴覚障がい者
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 言語障がい者
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者
避難所での電源確保が必要。

資源管理班

- 1 こうべ小学校の備蓄倉庫の確認を実施する。
- 2 こうべ小学校及びその他ブロック単位での一時避難場所での避難者数を確認し食料・毛布等の手配を実施する。
- 3 各ブロックの資源管理班との連絡調整。

備蓄倉庫の確認手順

1 備蓄倉庫の確認（北野・諏訪山共有）

- (1) 備蓄倉庫の員数確認
食料・毛布等、避難者人数分が揃っているか確認。
- (2) 食料・毛布等が不足した場合
区役所職員へ申し出る。
- (3) 炊き出し場所（お湯等の確保）
ガスの使用場所を確保する。

2 その他

ゴミの回収場所の確保、ペット管理場所の確保。仮設トイレの設営など。